

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

横浜市は、地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

横浜市長

公表日

令和8年4月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務
②事務の概要	<p>1 納税義務者等からの申告及び届出等や調査による課税管理業務 (市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、市たばこ税、特別土地保有税、入湯税、事業所税等)</p> <p>2 収納及び課税の情報による収納、還付、充当等を行う収納管理業務</p> <p>3 滞納者情報による督促状等送付や滞納整理を行う滞納管理業務</p> <p>4 納税義務者等の宛名情報の特定や突合を行う共通宛名管理業務</p> <p>※納税義務者等からの申告・届出又は調査により課税し、納税通知書等を送付するとともに、納税義務者等が納付した税金を市の歳入として受け入れ、納付額が課税額より多い場合は超過額を還付又は充当、納税義務者等からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は督促を行った後、滞納整理を行う。</p> <p>【事務の詳細】</p> <p>(1)納税義務者等や他機関等から提出・回送される申告書等を受け付け、確認を行う。</p> <p>(2)必要に応じて納税義務者等や申告書等の内容について、調査を行う。</p> <p>(3)(1)～(2)により課税した内容について、納税義務者に納税通知書、特別徴収義務者に特別徴収税額通知書を送付する。</p> <p>(4)納税義務者等や他機関等からの情報により、減免や控除、減額等の課税内容の確認を行う。</p> <p>(5)(2)について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」)別表第二に基づき、情報提供ネットワークシステムと連携して、情報照会を行う。</p> <p>(6)(3)及び(4)により決定した減免決定について、納税義務者等に市税減免許可通知書等を送付する。</p> <p>(7)納税義務者等が納付したことについて、金融機関からの納付済通知書等により確認する。</p> <p>(8)納付額が課税額より多い場合は超過額を還付又は充当のうえ、納税義務者等に還付通知書等を送付する。</p> <p>(9)納税義務者等からの各種税務証明書交付申請書を受け付け、確認を行う。</p> <p>(10)(9)に係る税務証明書を申請者に交付する。</p> <p>(11)納税義務者等からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は、納税義務者等に催告書・督促状を送付する。</p> <p>(12)督促した納税義務者等から納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は、滞納整理を行う。</p> <p>(13)番号法別表第二に基づき、情報提供ネットワークと連携して情報提供を行う。</p> <p>(14)住民基本台帳ネットワークシステムを用いて、本人確認情報を検索し、本人確認を行う。</p> <p>(15)滞納整理にあたっては、必要な情報を他機関等に調査を行うなど滞納者の財産調査を行う。</p> <p>(16)(8)の還付において、納税義務者が公金受取口座を利用する意思表示を行った場合は、番号法別表第二に基づき、情報提供ネットワークシステムと連携して、情報照会を行い公金受取口座情報を取得する。</p> <p>(17)法務局登記情報連携システムから登記等の情報を取得し、登記情報を更新する。</p> <p>なお、特定個人情報は次の事務に利用している。</p> <p>○情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)を使用した情報照会事務 当該事務を行うにあたって必要となる情報を入手するため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条及び第19条で定める範囲において、他情報保有機関に対して照会を行う。</p> <p>○情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)を使用した情報提供事務 番号法第22条による特定個人情報の提供に備え、内閣官房の定めたデータ標準項目について、統合番号連携システムを使用し、中間サーバーにアップロードを行う。</p>
③システムの名称	税務システム、統合番号連携システム(宛名システム等)、住民基本台帳ネットワークシステム(当該事務で利用する範囲のみ)、国税連携システム、地方税電子申告システム、確定申告書情報等管理システム、税務地図情報システム、中間サーバー、連携システム(当該事務で利用する範囲のみ)、次期税務システム、法務局登記情報連携システム、共通納税システム、情報共有基盤システム、団体内統合宛名システム、個人住民税申告ポータル、マイナポータル申請管理
2. 特定個人情報ファイル名	
税情報ファイル	

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項 別表の24の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の1の項、2の項、3の項、4の項、5の項、7の項、11の項、13の項、15の項、20の項、28の項、37の項、39の項、42の項、48の項、49の項、53の項、55の2の項、57の項、58の項、59の項、63の項、65の項、66の項、69の項、73の項、75の項、76の項、81の項、83の項、84の項、86の項、87の項、88の項、89の項、90の項、91の項、92の項、96の項、98の項、106の項、108の項、115の項、124の項、125の項、129の項、130の項、132の項、137の項、138の項、140の項、141の項、142の項、144の項、147の項、151の項、152の項、155の項、156の項、158の項、160の項、161の項、163の項、164の項、165の項、166の項、167の項、168の項、169の項、170の項、171の項、172の項、173の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第9条、第13条、第15条、第17条、第22条、第30条、第39条、第41条、第44条、第50条、第51条、第55条、第57条の2、第59条、第60条、第61条、第65条、第67条、第68条、第71条、第75条、第77条、第78条、第83条、第85条、第86条、第88条、第89条、第90条、第91条、第92条、第93条、第94条、第98条、第100条、第108条、第110条、第117条、第126条、第127条、第131条、第132条、第134条、第139条、第140条、第142条、第143条、第144条、第146条、第149条、第153条、第154条、第157条、第158条、第160条、第162条、第163条、第165条、第166条、第167条、第168条、第169条、第170条、第171条、第172条、第173条、第174条、第175条 <p>【情報照会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の48の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第50条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	横浜市財政局主税部税制課 横浜市財政局主税部税務課 横浜市財政局主税部固定資産税課 横浜市財政局主税部徴収対策課
②所属長の役職名	税制課長 税務課長 固定資産税課長 徴収対策課長
6. 他の評価実施機関	
なし	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	<p>横浜市役所 市民局市民情報課 231-0005 横浜市中区本町6-50-10 045-671-3882</p> <p>鶴見区役所 区政推進課広報相談係 230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1 045-510-1680</p> <p>神奈川区役所 区政推進課広報相談係 221-0824 横浜市神奈川区広台太田町3-8 045-411-7021</p> <p>西区役所 区政推進課広報相談係 220-0051 横浜市西区中央1-5-10 045-320-8321</p> <p>中区役所 区政推進課広報相談係 231-0021 横浜市中区日本大通35 045-224-8121</p> <p>南区役所 区政推進課広報相談係 232-0024 横浜市南区浦舟町2-33 045-341-1112</p> <p>港南区役所 区政推進課広報相談係 233-0003 横浜市港南区港南4-2-10 045-847-8321</p> <p>保土ヶ谷区役所 区政推進課広報相談係 240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9 045-334-6221</p> <p>旭区役所 区政推進課広報相談係 241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰1-4-12 045-954-6023</p> <p>磯子区役所 区政推進課広報相談係 235-0016 横浜市磯子区磯子3-5-1 045-750-2335</p> <p>金沢区役所 区政推進課広報相談係 236-0021 横浜市金沢区泥亀2-9-1 045-788-7721</p> <p>港北区役所 区政推進課広報相談係 222-0032 横浜市港北区大豆戸町26-1 045-540-2221</p> <p>緑区役所 区政推進課広報相談係 226-0013 横浜市緑区寺山町118 045-930-2220</p> <p>青葉区役所 区政推進課広報相談係 225-0024 横浜市青葉区市ヶ尾町31-4 045-978-2221</p> <p>都筑区役所 区政推進課広報相談係 224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1 045-948-2222</p> <p>戸塚区役所 区政推進課広報相談係 244-0003 横浜市戸塚区戸塚町16-17 045-866-8321</p> <p>栄区役所 区政推進課広報相談係 247-0005 横浜市栄区桂町303-19 045-894-8335</p> <p>泉区役所 区政推進課広報相談係 245-0024 横浜市泉区和泉中央北5-1-1 045-800-2335</p> <p>瀬谷区役所 区政推進課広報相談係 246-0021 横浜市瀬谷区二ツ橋町190 045-367-5635</p>
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	(窓口)横浜市役所財政局主税部税務課 231-0005横浜市中区本町6丁目50番地の10 045-671-2229
-----	--

9. 規則第9条第2項の適用 []適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年8月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年8月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
<input type="checkbox"/> 基礎項目評価書及び全項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <input type="checkbox"/> 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <input type="checkbox"/> 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <input type="checkbox"/> 接続しない(入手) <input type="checkbox"/> 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の留意事項等を守り、住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検	[<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	IV リスク対策	(なし)	(項目を追加)	事後	
平成31年1月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	1.納税義務者等からの申告及び届出等や調査による課税管理業務 (市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、市たばこ税、特別土地保有税、入湯税、事業所税等) 2.収納及び課税の情報による収納、還付、充当等を行う収納管理業務 3.滞納者情報による督促状等送付や滞納整理を行う滞納管理業務 4.納税義務者等の宛名情報の特定や突合を行う共通宛名管理業務 ※納税義務者等からの申告・届出又は調査により課税し、納税通知書を送付するとともに、納税義務者等が納付した税金を市の歳入として受け入れ、納付額が課税額より多い場合は超過額を還付又は充当、納税義務者等からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は督促を行った後、滞納整理を行う。 (略)	1.納税義務者等からの申告及び届出等や調査による課税管理業務 (市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、市たばこ税、特別土地保有税、入湯税、事業所税等) 2.収納及び課税の情報による収納、還付、充当等を行う収納管理業務 3.滞納者情報による督促状等送付や滞納整理を行う滞納管理業務 4.納税義務者等の宛名情報の特定や突合を行う共通宛名管理業務 ※納税義務者等からの申告・届出又は調査により課税し、納税通知書を送付するとともに、納税義務者等が納付した税金を市の歳入として受け入れ、納付額が課税額より多い場合は超過額を還付又は充当、納税義務者等からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は督促を行った後、滞納整理を行う。 (略) なお、特定個人情報は次の事務に利用している。 ○情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)を使用した情報照会事務 当該事務を行うにあたって必要となる情報を入手するため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条及び第19条で定める範囲において、他情報保有機関に対して照会を行う。 ○情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)を使用した情報提供事務 番号法第22条による特定個人情報の提供に備え、内閣官房の定めたデータ標準項目について、統合番号連携システムを使用し、中間サーバーにアップロードを行う。	事後	記載方法見直しによる追加記載のため
平成31年1月4日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	1.税務システムデータベースファイル、2.統合番号連携ファイル、3.国税連携システムデータベースファイル、4.地方税電子申告システムデータベースファイル、5.確定申告書情報等管理システムデータベースファイル、6.税務地図情報システムデータベースファイル、7.諸税データファイル	1.税務システムデータベースファイル、2.国税連携システムデータベースファイル、3.地方税電子申告システムデータベースファイル、4.確定申告書情報等管理システムデータベースファイル、5.税務地図情報システムデータベースファイル、6.諸税データファイル、7.統合番号連携ファイル	事後	記載方法見直しのため
平成31年1月4日	I 関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16の項	番号法第9条第1項 別表第一の16の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	事後	記載方法見直し(省令の追記)のため
平成31年1月4日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	【提供】番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二の第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) 【照会】番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二の27の項	【提供】 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二の第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下、「番号法別表第二の主務省令」という。) 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3 【照会】 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二の27の項 番号法別表第二の主務省令第20条	事後	記載方法見直し(省令の追記)のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月4日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ① 部署	横浜市財政局主税部税制課 横浜市財政局主税部税務課 横浜市財政局主税部徴収対策課 横浜市財政局主税部償却資産課	横浜市財政局主税部税制課 横浜市財政局主税部税務課 横浜市財政局主税部固定資産課 横浜市財政局主税部徴収対策課 横浜市財政局主税部償却資産課	事後	機構改革による部署の追加のため
平成31年1月4日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ② 所属長の役職名	税制課長 川崎 利雄 税務課長 松井 伸明 税務課固定資産税担当課長 吉富 浩政 徴収対策課長 池田 智 償却資産課長 佐藤 貞夫	税制課長 税務課長 固定資産課長 徴収対策課長 償却資産課長	事後	様式改正及び機構改革に伴う変更のため
平成31年1月4日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	南区役所 区政推進課広報相談係 232-0018 横浜市南区花之木町3-48-1 045-743-8121 港南区役所 区政推進課広報相談係 233-0004 横浜市港南区港南中央通10-1 045-847-8321 泉区役所 区政推進課広報相談係 245-0016 横浜市泉区和泉町4636-2 045-800-2335	南区役所 区政推進課広報相談係 232-0024 横浜市南区浦舟町2-33 045-341-1112 港南区役所 区政推進課広報相談係 233-0003 横浜市港南区港南4-2-10 045-847-8321 泉区役所 区政推進課広報相談係 245-0024 横浜市泉区和泉中央北5-1-1 045-800-2335	事後	庁舎移転等に伴う変更のため
平成31年1月4日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	(窓口)横浜市役所財政局主税部税務課 神奈川県横浜市港町1-1 TEL: 045-671-2287	(窓口)横浜市役所財政局主税部税務課 横浜市中区港町1-1 TEL:045-671-2287	事後	表現の軽微な変更のみであるため
平成31年1月4日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成26年10月1日 時点	平成30年12月1日 時点	事後	見直しのため
平成31年1月4日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成26年10月1日 時点	平成30年12月1日 時点	事後	見直しのため
平成31年1月4日	IV リスク対策	(なし)	(項目を追加)	事後	様式改正のため
令和2年6月11日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	1. 税務システムデータベースファイル、2. 国税連携システムデータベースファイル、3. 地方電子申告システムデータベースファイル、4. 確定申告書情報等管理システムデータベースファイル、5. 税務地図情報システムデータベースファイル、6. 諸税データファイル、7. 統合番号連携ファイル	税情報ファイル	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあつた目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、番号法という。)第9条第1項 別表第一の16の項番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	事後	記載方法の適正化のため
令和2年6月11日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	【提供】 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二の第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下、「番号法別表第二の主務省令」という。) 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3 【照会】 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二の27の項 番号法別表第二の主務省令第20条	【提供】 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二の第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、120の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下、「番号法別表第二の主務省令」という。) 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の2の2、第59条の3 【照会】 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二の27の項 番号法別表第二の主務省令第20条	事後	法令改正に伴う変更のため
令和2年6月11日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ① 部署	横浜市財政局主税部税制課 横浜市財政局主税部税務課 横浜市財政局主税部固定資産課 横浜市財政局主税部徴収対策課 横浜市財政局主税部償却資産課	横浜市財政局主税部税制課 横浜市財政局主税部税務課 横浜市財政局主税部固定資産課 横浜市財政局主税部徴収対策課	事後	評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあつた目的等の観点から再度整理したため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月11日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	税制課長 税務課長 固定資産課長 徴収対策課長 償却資産課長	税制課長 税務課長 固定資産課長 徴収対策課長	事後	評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	横浜市役所 市民局市民情報センター 231-0017 横浜市中区港町1-1 045-671-3884	横浜市役所 市民局市民情報センター (令和2年5月17日まで)231-0017 横浜市中区港町1-1 045-671-3884 (令和2年5月18日から) 231-0005横浜市中区本町6丁目50番地の10 045-671-3882	事後	庁舎移転等に伴う変更のため
令和2年6月11日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	(窓口)横浜市役所財政局主税部税務課 横浜市中区港町1-1 TEL:045-671-2287	(窓口)横浜市役所財政局主税部税務課 (令和2年5月15日まで)231-0017 横浜市中区港町1-1 045-671-2229 (令和2年5月16日から) 231-0005横浜市中区本町6丁目50番地の10 045-671-2229	事後	表現の軽微な変更のみであるため
令和2年6月11日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成30年12月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	見直しのため
令和2年6月11日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年12月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	見直しのため
令和5年12月18日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(追加)	(15)滞納整理にあたっては、必要な情報を他機関等に調査を行うなど滞納者の財産調査を行う。	事後	記載見直しのため
令和5年12月18日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(追加)	(16)(8)の還付において、納税義務者が公金受取口座を利用する意思表示を行った場合は、番号法別表第二に基づき、情報提供ネットワークシステムと連携して、情報照会を行い公金受取口座情報を取得する。	事後	法改正のため
令和5年12月18日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(追加)	(17)法務局登記情報連携システムから登記等の情報を取得し、登記情報を更新する。	事前	税務システムの再構築実施のため
令和5年12月18日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	税務システム、統合番号連携システム(宛名システム等)、住民基本台帳ネットワークシステム(当該事務で利用する範囲のみ)、国税連携システム、地方税電子申告システム、確定申告書情報等管理システム、税務地図情報システム、中間サーバー、連携システム(当該事務で利用する範囲のみ)	税務システム、統合番号連携システム(宛名システム等)、住民基本台帳ネットワークシステム(当該事務で利用する範囲のみ)、国税連携システム、地方税電子申告システム、確定申告書情報等管理システム、税務地図情報システム、中間サーバー、連携システム(当該事務で利用する範囲のみ)、次期税務システム、法務局登記情報連携システム、共通納税システム	事前	税務システムの再構築実施のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月18日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	【提供】 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)別表第二の第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、120の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下、「番号法別表第二の主務省令」という。) 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第19条、第20条、 第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、 第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第34条、第35条、第36条、第37条、 第38条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、 第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、 第59条の2の2、第59条の3 【照会】 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)別表第二の27の項 番号法別表第二の主務省令第20条	【提供】 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)別表第二の第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下、「番号法別表第二の主務省令」という。) 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、 第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第39条の2、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の5、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3、第59条の4 【照会】 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)別表第二の27の項 番号法別表第二の主務省令第20条	事後	法改正のため
令和5年12月18日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	横浜市役所 市民局市民情報センター (令和2年5月17日まで)231-0017 横浜市中区港町1-1 045-671-3884 (令和2年5月18日から)231-0005横浜市中区本町6丁目50番地の10 045-671-3882	横浜市役所 市民局市民情報センター 231-0005横浜市中区本町6丁目50番地の10 045-671-3882	事後	庁舎移転に伴う変更のため
令和5年12月18日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	(窓口)横浜市役所財政局主税部税務課 (令和2年5月15日まで)231-0017 横浜市中区港町1-1 045-671-2229 (令和2年5月16日から)231-0005横浜市中区本町6丁目50番地の10 045-671-2229	(窓口)横浜市役所財政局主税部税務課 231-0005横浜市中区本町6丁目50番地の10 045-671-2229	事後	庁舎移転に伴う変更のため
令和5年12月18日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和2年1月1日 時点	令和5年8月1日 時点	事後	見直しのため
令和5年12月18日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年1月1日 時点	令和5年8月1日 時点	事後	見直しのため
令和5年12月18日	IV リスク対策 8. 監査	[] 外部監査	[O] 外部監査	事後	実施状況反映
令和8年4月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	税務システム、統合番号連携システム(宛名システム等)、住民基本台帳ネットワークシステム(当該事務で利用する範囲のみ)、国税連携システム、地方税電子申告システム、確定申告書情報等管理システム、税務地図情報システム、中間サーバー、連携システム(当該事務で利用する範囲のみ)、次期税務システム、法務局登記情報連携システム、共通納税システム	税務システム、統合番号連携システム(宛名システム等)、住民基本台帳ネットワークシステム(当該事務で利用する範囲のみ)、国税連携システム、地方税電子申告システム、確定申告書情報等管理システム、税務地図情報システム、中間サーバー、連携システム(当該事務で利用する範囲のみ)、次期税務システム、法務局登記情報連携システム、共通納税システム、情報共有基盤システム、団体内統合宛名システム、個人住民税申告ポータル、マイナポータル申請管理	事前	個人市民税申告の電子化の追加による修正
令和8年4月10日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、番号法という。)第9条第1項 別表第1の16の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表の24の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第16条	事後	法改正のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年4月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	<p>【提供】</p> <p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)別表第二の第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項)</p> <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下、「番号法別表第二の主務省令」という。)</p> <p>第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第39条の2、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の5、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3、第59条の4</p> <p>【照会】</p> <p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)別表第二の27の項</p> <p>番号法別表第二の主務省令第20条</p>	<p>【情報提供】</p> <p>・番号法第19条第8号</p> <p>・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の1の項、2の項、3の項、4の項、5の項、7の項、11の項、13の項、15の項、20の項、28の項、37の項、39の項、42の項、48の項、49の項、53の項、55の2の項、57の項、58の項、59の項、63の項、65の項、66の項、69の項、73の項、75の項、76の項、81の項、83の項、84の項、86の項、87の項、88の項、89の項、90の項、91の項、92の項、96の項、98の項、106の項、108の項、115の項、124の項、125の項、129の項、130の項、132の項、137の項、138の項、140の項、141の項、142の項、144の項、147の項、151の項、152の項、155の項、156の項、158の項、160の項、161の項、163の項、164の項、165の項、166の項、167の項、168の項、169の項、170の項、171の項、172の項、173の項</p> <p>・番号法第19条第8号に基づく主務省令第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第9条、第13条、第15条、第17条、第22条、第30条、第39条、第41条、第44条、第50条、第51条、第55条、第57条の2、第59条、第60条、第61条、第65条、第67条、第68条、第71条、第75条、第77条、第78条、第83条、第85条、第86条、第88条、第89条、第90条、第91条、第92条、第93条、第94条、第98条、第100条、第108条、第110条、第117条、第126条、第127条、第131条、第132条、第134条、第139条、第140条、第142条、第143条、第144条、第146条、第149条、第153条、第154条、第157条、第158条、第160条、第162条、第163条、第165条、第166条、第167条、第168条、第169条、第170条、第171条、第172条、第173条、第174条、第175条</p> <p>【情報照会】</p> <p>・番号法第19条第8号</p> <p>・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の48の項</p> <p>・番号法第19条第8号に基づく主務省令第50条</p>	事後	法改正のため
令和8年4月10日	II しきい値判断項目 3. 重大事故 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	発生なし	発生あり	事後	再評価実施に伴う軽微な修正
令和8年4月10日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	(追加)	十分である	事後	基礎項目評価書の新様式への移行による軽微な修正
令和8年4月10日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	(追加)	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の留意事項等を遵守し、住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。	事後	基礎項目評価書の新様式への移行による軽微な修正
令和8年4月10日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	(追加)	[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する	事後	基礎項目評価書の新様式への移行による軽微な修正